

上で支部奉会式を挙げた。  
会社側がこれの切崩し策を講じたるは云ふまでもなく十日朝に至り突如  
組合支部長古久保、幹部寒川、榎並三氏の出勤停止を命じたので、組合  
加盟の従業員は俄然硬化し、これに紛議は勃発した。

### 経 過

組合加盟の従業員は先づ会社に待遇改善の嘆願をなすことを決議し、  
十日午前十時前記古久保、寒川、榎並三氏及び合同労働組合（所在地大  
阪市北區府町）常任古川、八木、大木元三氏は左記嘆願書を提出し回答  
を求むべく会社に出頭せる所、責任者不在の理由によつて受付けられず  
十二日を約して一先づ引上げ対策を練ることにかつた。

### 嘆 願 書

一、手當三十銭を本給に加入されたし、

- 二、会社内の危険物の仕末及衛生諸設備を完備されたし、
  - 三、残業手當一分二厘を二分にされたし、
  - 四、解雇及退職手當を制定されたし、
  - 五、鉛毒を公傷病と認め其他公傷病を会社保証されたし、
  - 六、定期昇給を一年二回最底五銭を励行されたし、
  - 七、本産者にしてニヶ年未満者にも賞典を与へられたし、
  - 八、賃銀を即時三割値上されたし、
  - 九、皆勤賞与は勤務時間のみにされたし、
  - 十、軍部召集は日給全額を支給されたし、
  - 十一、作業服を年一回支給されたし、
  - 十二、更衣室を完備されたし、
  - 十三、臨時職工を徹摩されたし、
  - 十四、解雇及賃下及対を認められたし、
  - 十五、此度の問題に対して犠牲者を出さざること
- 右嘆願申候也